

支所長指示第51号
令和5年12月14日

札幌拘置支所長 藤田 貴弘

死刑確定者に対する視聴覚支援について

標記について、下記のとおり実施するので遺漏なきを期されたい。

なお、令和4年12月27日付け当職指示第43号「死刑確定者に対する視聴覚支援について」は廃止する。

記

1 共通事項

- (1) 視聴は原則として個別に実施する。また、実施する直前に、専用のテレビを確定者の居室内に設置し、視聴後速やかに引き上げる。
- (2) 視聴時間帯は、原則として昼間の午後零時30分から約2時間程度とする。
- (3) 懲罰執行中、反則調査中又は休養処遇中の対象者には、視聴させない。
- (4) 定期視聴又は特別視聴のいずれについても、指導係が事前に別紙「視聴覚支援実施簿」を作成し、実施する前の週までに本職の決裁を受けるものとする。

2 定期視聴関係

- (1) 毎週1回、ブルーレイ、DVD等ソフトを視聴させる。
- (2) 内容は映画（洋画又は邦画）とする。
- (3) 視聴日は、原則として毎週月曜日とするが、月曜日が祝祭日の場合は、直近の翌平日に実施する。
- (4) DVD等ソフトの選定に当たっては、毎月実施している定期面接時において確定者各自から希望を聴取し、対象者の心情安定に資するものであることを前提に、所管の統括矯正処遇官（以下「所管統括」という。）において選定の上、決裁を経て決定する。

3 特別視聴関係

- (1) 毎週1回、テレビ番組を録画した映像等を視聴させる。

- (2) 視聴日は、受刑者に係る矯正指導日のカリキュラムの放送に支障が生じない日で、かつ定期視聴日以外の平日とする。ただし、長期連休その他の事情により1か月当たりの視聴回数が4回を下回る場合には、別途本職が指定するものとする。
- (3) 番組等の選定は、所管統括及び指導係が随時録画した番組（録画予約により、処遇本部備付けのブルーレイレコーダーのハードディスクに撮りためたもの。）の中から心情の安定に資すると判断したものを選定し、視聴時間に合わせて、複数の番組を組み合わせるなどの編集をした上、DVDにダビングする。
- (4) 上記(3)のダビングを行った際は、その都度ハードディスク内に残った番組を消去するとともに、複数の職員によりDVDに録画された番組タイトル及び内容をチェックし、同一の番組が重複して録画されていないか確実に確認をすること。
- (5) 録画する番組は、以下に例示した関連番組（紀行・教養・音楽・ドラマ・バラエティー・その他）を主に録画するものとする。

なお、スポーツ番組の録画視聴に当たっては既に試合結果が判明しているとして視聴を望まないとする意見もあるため、事前に視聴の希望の有無を確認し、対象者全員が希望した場合のみ選定するものとする。

- ア 旅や各地の歴史に関する番組
- イ 日本又は世界の景色に関する番組
- ウ 料理・グルメに関する番組
- エ 音楽番組（演歌等）
- オ 年末年始番組
- カ 国民的皇室行事番組
- キ バラエティー番組
- ク スポーツ番組

- (ア) 大相撲本場所14日目及び千秋楽
- (イ) プロ野球（北海道日本ハムファイターズ戦（シーズン中）及びプロ野球日本シリーズのマジック1以降の試合）
- (ウ) 高校野球甲子園大会（春・夏）における北海道代表校の試合
- (エ) コンサドーレ札幌のホームゲーム（札幌市内の競技場のみ、J1在籍時に限る。）

(オ) サッカーワールドカップ（男女）における日本代表チームの
試合

(カ) オリンピック総集編

ケ その他心情の安定に資すると認められる番組又は教養番組

コ 前記各ジャンル（アないしケ）に対応するDVD等ソフト

4 その他

(1) 定期視聴又は特別視聴を問わず、番組の視聴を希望しない場合は
視聴させない。その場合、代替の番組は視聴させないこととする。

(2) 本指示にない事項又は疑義がある場合は、その都度所管統括に確
認の上、対応すること。

視 聴 覚 支 援 実 施 簿

5 1 号別紙

令和 年 月 日 (曜日)					
支所長	次 長	首 席	統 括	主 任	係
1 視 聴 人 員 名 2 視 聴 内 容 の 別 定期視聴 ・ 特別視聴 3 DVD等ソフト名又は録画番組名等 4 視 聴 場 所 本人の居室 ・ その他 () 5 視 聴 時 間 自 時 分 至 時 分 6 そ の 他 視 聴 希 望 の 有 無 希望する ・ 希望しない (称呼番号第 番)					
令和 年 月 日 (曜日)					
支所長	次 長	首 席	統 括	主 任	係
1 視 聴 人 員 名 2 視 聴 内 容 の 別 定期視聴 ・ 特別視聴 3 DVD等ソフト名又は録画番組名等 4 視 聴 場 所 本人の居室 ・ その他 () 5 視 聴 時 間 自 時 分 至 時 分 6 そ の 他 視 聴 希 望 の 有 無 希望する ・ 希望しない (称呼番号第 番)					